

みんなを支え合う 介護保険

問 高齢介護課 ☎(235)4952



介護保険は40歳以上の方が保険料を支払い、介護が必要になったときにサービスを利用できる支え合いの制度です。平成27年度は3年ごとに行われる保険料の改定に加え、制度にも一部改定が行われます。ここでは、同制度の説明と変更になる制度の内容を紹介します。

介護が必要になったら

介護保険のサービスは、介護認定を受けた方が利用できます。介護認定の要介護区分(図1)は介護の必要度を測るもので、申請は市役所や地域包括支援センターで受け付けています。

負担が分担される サービス利用時の費用

介護保険のサービスを利用し

た時にかかる費用の一部は利用者が負担します。残りの費用は40歳以上の皆さんが納める介護保険料と、国・県・市による公費で負担しています(図2)。

65歳以上の 介護保険料を改定

65歳以上の方の介護保険料は、各市町村がそれぞれの状況に応じて3年ごとに見直しを行っています。介護保険のサービス利用者は年々増加しているため、保険料の

特別養護老人ホームの入所 原則要介護3以上に

特別養護老人ホームは、食事や排せつの介助などの介護サービスを提供し、常時介護を必要とする要介護1～5に該当する方が日常生活を送る場です。

ことし4月から、重度の要介護状態の方が優先的に入所できるよう、既に入所されている方を除き、原則として要介護3以上の方だけが入所できることになりました。

なお、要介護1や2の方であっても、特別養護老人ホーム以外の生活が難しい事情がある場合、特例的に入所が認められる場合があります。

8月から変わります

利用者の負担割合

一定以上の所得がある65歳以上の方は、サービス利用時の「利用者負担割合」が1割から2割に変わります。

現在、要支援・要介護認定を受けている方には、7月末までに利用者負担割合を示した「負担割合証」を送付します。

パンフレットを配布中



高齢介護課窓口では、介護保険の仕組みやサービスの利用方法などについて解説したパンフレット「あったかいね! 介護保険」を配付しています。

施設サービス利用時の費用

所得の低い方が介護保険施設やショートステイ利用時に負担する食費や居住費(滞在費)の「負担軽減適用要件」が変わります。詳細な案内を、7月末までに負担限度額認定証をお持ちの方に送付しますので確認してください。

高額介護サービス費

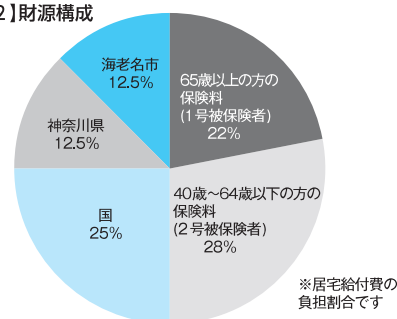
同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の、所得などに応じた利用者負担段階区分に、「現役並み所得者」限度額4万4400円が新設されます。

【図1】要介護区分

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1
要支援2
要支援1

重
↑
↓
軽

【図2】財源構成



介護保険

Q & A

Q どんなサービスがある?

介護保険のサービスには、自宅で生活しながら利用するものと施設に入所して利用するものがあります。

在宅サービスの利用例

- ・外出できず閉じこもりがち
- ・デイサービスを利用
- ・歩行が不安定
- ・自宅に手すりを設置

自力での食事が困難

ヘルパーによる食事の介助

Q 地域包括支援センターは何をしているところ?

保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門相談員が介護や介護予防に関する相談や支援、サービス利用計画の作成などを行っています。介護保険に関するだけでなく、高齢者福祉全般に関する相談も受けています。

市内の地域包括支援センター

施設	問い合わせ	担当地区
海老名東地域包括支援センター	☎(292)1411	柏ヶ谷・東柏ヶ谷・望地
海老名北地域包括支援センター	☎(231)6061	上郷・下今泉・上今泉
海老名中央地域包括支援センター	☎(234)2973	勝瀬・中央・国分北・国分南
さつき町地域包括支援センター	☎(234)7226	中新田・さつき町・河原口・社家
国分寺台地域包括支援センター	☎(233)8881	大谷・大谷北・大谷南・国分寺台・浜田町
海老名南地域包括支援センター	☎(238)7691	中河内・中野・今里・上河内・杉久保北・杉久保南・本郷・門沢橋